

声明

本日、弥富市議会は、名古屋市民オンブズマンが提出した「弥富市議会に『市議会正常化』を求める請願」を、本会議において可決した。この請願は、「弥富市議会議員および同市議会議員になろうとする者が、地方自治法に基づき住民監査請求及び住民訴訟を提起することを自由にできること」「弥富市議会議員および同市議会議員になろうとする者が、議会以外の場において、適法な手段で行政を監視し、是正をしようとする行為を自由にできること」を趣旨とするもので、可決により、弥富市議会は、この請願と矛盾する令和2年9月23日付の「加藤明由議員に対する辞職勧告決議」を事実上撤回したと考える。

弥富市議会議員、とりわけ令和2年9月23日付けの決議に賛成した議員諸氏には、本請願の決議に賛同したことの重みを十分に理解し、自己と異なる意見を排除せず、議会で粘り強い議論を行って意見を統合することこそが、議員の矜持を支えるものであることの自覚を求めたい。

さて、本件の問題の本質は、9月23日の決議が、表現の自由という憲法の保障する価値を辞職勧告という方法で制約したことにある。そもそも、市民オンブズマン活動は憲法21条が定める、表現の自由によって保障された活動である。

これに対し、9月23日の決議に賛成した諸氏の多くは、議員と市民オンブズマン活動は両立するか、という意識で賛成行動を説明しようとしている。しかし、「議員と市民オンブズマン活動が両立するかどうか」という見解は、個人の考えであり、どれだけ多数の者がこれに賛同しようとする私的な見解に過ぎない。

私的な見解が、憲法という究極の「公」が尊重を求める価値に優先する、という考えは誤りである。天秤の一方の秤に表現の自由を置き、一方の秤に「議員と市民オンブズマン活動の両立」といった私的な見解を置いて比較衡量することは、究極の公私混同と言わざるを得ない。

この請願書の提出の際、名古屋市民オンブズマンは議会事務局から、差出人を「政新会」とする書面の交付を受けた。この書面は名古屋市民オンブズマンに対する謝罪を記載した私信であった。しかしそもそも、私信の交付は、郵便に託するか、自ら相手方に交付（Eメールも含む）するか、どちらかによるべきであって、議会事務局の職員に命じて（あるいは依頼して）行う業務ではない。

請願を行うに至った問題の本質が公私混同にあるにもかかわらず、私信の交付に議会事務局の職員を関与させる、という姿勢は、いまだにこうした「公」と「私」との峻別ができないことを示すのであって、改めて問題の根深さを感じざるを得ない。

しかし、こうした問題は、おそらく、弥富市のみならず、日本各地の議会に見られることとも思われる。そうした中、我々は、弥富市議会の議員諸氏が本件をきっかけとしていち早く「公」と「私」を厳格に峻別し、民主主義の学校と呼ばれるにふさわしい、市議会の再生に立ち上がられることを期待して、今後も注目していきたい。

令和2年11月24日

名古屋市中区丸の内3丁目7番9号
チサンマンション丸の内第2 303

名古屋市民オンブズマン

代 表 新 海 聡